# **Press Release**

令和6年10月10日

#### 【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等部企画課

 企画課長
 伊部 忠之

 課長補佐
 大村 玲子

(代表電話) 048 (600) 6210

報道関係者各位

# 11 月は埼玉県「働き方改革推進期間」です ~ 年休取得促進の準備などを 10 月から始めましょう ~

埼玉労働局、埼玉県、県内労使団体で構成する埼玉県公労使会議(※)では、<u>11 月を</u>「働き方改革推進期間」(※※)と定め、県民の日(11 月 14 日)前後 1 週間の年次有給休暇の取得など、働き方改革の取り組みを広く呼びかけます。

令和6年度は新たに、**社内掲示用ポスターに自社で考えた独自スローガン**を書き込むスペースを設け、自分たちで完成させる参加型のデザインとしました。

また、休暇取得に向けた社内調整等には時間を要することもあるため、併せて、事業主、労働者及び県民に対して早めの取り組み、準備を呼びかけます。



ポスターの入手方法:

↓埼玉労働局 HP



## **※埼玉県公労使会議**

行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課題に対する認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するために設置している会議です。

### 〈構成機関・団体〉

埼玉労働局、埼玉県、連合埼玉、(一社)埼玉県経営者協会、(一社)埼玉県商工会議所連合会、 埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、(一社)埼玉中小企業家同友会、埼玉経済同友会

### ※※取り組みの経緯(平成29年度開始)

キャンペーン名称:H29~ 年次有給休暇取得促進期間 R1~ 働き方改革推進期間